

第8章 土地利用の方向性

第1 土地利用の基本的考え方

本市は、射水丘陵の一部の区域を除く市域のほとんどが富山高岡広域都市計画区域に含まれています。

土地利用については、これまでどおり自然環境や生産農地の保全に配慮するとともに、広域的な視野に立ち、人口及び産業の見通しと将来の発展動向を十分に勘案しながら、地域の個性・特性を生かした機能的で調和のとれた土地利用を推進します。

第2 土地利用の方向

1 都市地域

(1) 住宅地

住宅地は、超高齢社会に対応した暮らしやすさの確保、家屋が密集し防災上対策を要する地区でのゆとりある街並み形成、市街地の空洞化による行政投資の非効率化や空き家の増加による防犯・衛生上の懸念、地域コミュニティ機能の維持等の諸課題に対応するため、既成市街地等での居住環境の改善を図ります。

また、既成市街地での居住環境の改善に伴って生じる宅地需要に対して、市外への転出を抑え、転入を促進する受け皿として、人口と都市機能の適正な充足度合いや将来への持続性等に留意の上、市街化区域内農地等を活用した民間開発や土地区画整理事業を促進するとともに、住宅需要の高い地区では、地区計画制度を有効活用する等、秩序ある市街地の形成を図ります。

(2) 商業地

商業地は、現在3か所の既成市街地に分散しており、それぞれ高齢化の進行や周辺人口の減少、余暇・消費活動の多様化等により空洞化が進んでいます。

このため、商業者等と一体となって空き店舗をはじめとする未利用地等の活用を促進し、地域に根ざした魅力ある商業機能の維持・活性化と誘致に努めるとともに、交流拡大のため、幹線道路周辺における業務機能や商業拠点等の都市機能の集積と景観に配慮した沿道サービス等の立地を促進し、既成市街地との連携を図ります。

(3) 工業地

市民の雇用機会の確保や税収の増加による地域経済の活性化を図るため、市内工業団地の未売却地への企業誘致を一層推進します。また、企業ニーズに即した既存工業団地の拡張や新たな工業団地の造成を検討します。

2 農業地域

農地は、本市の東部や中央部、そして南西部を中心として水田を主体とする優良な農業地域を形成しています。これらの地域においては、無秩序な農地転用を抑制し、ほ場の大区画化や農業水利施設の整備及び維持管理に努め、農業の振興を図ります。

また、農地本来が有する自然環境保全機能の維持に努めるとともに、優良農地の

保全と農村集落の活力維持のため、新たな土地活用に向けた検討を行います。

3 海岸・河川地域

新湊大橋を中心としたベイエリアは、県内随一の観光スポットとなっており、更なるにぎわいの創出につなげるため、引き続き、観光集客施設や宿泊施設の誘致等、「新湊みなとまちづくり方策」に掲げた事業を推進します。

また、ベイエリアと市内を流れる庄川、内川、下条川等を有機的に結び、人々が集いにぎわい憩える交流拠点として魅力ある水辺空間の創出を進めます。

4 丘陵・森林地域

射水丘陵地を中心とする森林地域においては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源循環利用林」に区分し、適切な整備や保全管理を進めるとともに、自然に学び、自然に親しむ空間の創出を進めます。

土地利用概念図

